

明治大学大学院法学研究科 博士学位取得のためのガイドライン

課程博士

【本研究科で授与する学位】

公法学専攻	博士（法学）	Doctor of Law
民事法学専攻	博士（法学）	Doctor of Law

【博士学位請求の要件】

在学期間

- (1) 本研究科博士後期課程に3年以上（見込を含む）在学し、所定の研究指導を受けていること。
- (2) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた後退学した者にあつては、博士後期課程の入学の日から起算して8年以内に限り、研究科委員会の許可を得て再入学し、課程博士の学位を請求できるものとする。

単位要件

指導教員が必要と認める授業科目8単位を修得しなければならない。

研究業績

原則として本研究科の『法学研究論集』（年2回発行）に、4編以上、学術的に優れた論文を掲載していることが必要である。ただし、本学法学部の『法律論叢』、本学社会科学研究所の『明治大学社会科学研究所紀要』など査読付学内誌、および査読付国内外学会誌などに掲載された論文については1編でもって、研究論集2編に換算することができる。

研究倫理教育の受講

本学が定める研究倫理教育を受講していること。

研究指導

以下に掲げる本研究科学位請求までのプロセスを経て、研究指導を受けていること。

【学位請求までのプロセス】

研究指導体制

院生各自の専攻科目と指導教員は、基本的に院生の希望によって決定され、演習を通して研究指導が行われるが、副指導教員を設け、公正かつ多面的な指導が行われるよう配慮されている。

1年次

- 4～5月 博士後期課程履修計画書に基づき、副指導教員を決定し、研究科委員会において承認する。
- 1月 「博士論文作成計画書」を指導教員に提出。

2年次

- 3月 「学位請求論文草稿」を指導教員に提出。

3年次

- 5～6月 「学位請求論文草稿」に基づき、中間公開報告を行う。
- 9月末 「学位請求論文」を作成・提出。
受理審査委員会の審査を経たのち、研究科委員会において受理の可否を決定する。

【博士論文に求められる要件】

博士の学位請求論文は、自立して研究活動を展開し得る高度な学術的な法学研究の能力を備えたと認められ、かつ、本研究科の博士学位請求論文として相応しい質・量・内容・水準を備えたものでなければならない。

審査にあたって考慮されるのは、以下の諸点である。

- ① 論文の独創性・新奇性
- ② 研究テーマの学問的意義・適切性
- ③ 論旨の体系性・一貫性
- ④ 先行研究の網羅的精査
- ⑤ 研究テーマに関する十分な比較法研究の実施
- ⑥ 分析の論理性・実証性
- ⑦ 法学についての学術論文としての形式的要件の充足

【博士学位請求時の提出書類・提出期日等】

提出書類

- (1) 学位請求論文

※表紙を付すこと。

- (2) 論文要旨（4千字程度）

- (3) 学位請求書

指導教員の署名を得たうえでスキャンデータを提出すること。

論文題名は邦文には英文訳を、欧文には邦文訳を付すこと。

（欧文が英文以外の場合、英文訳も付すこと。）

- (4) 履歴書

暦年は西暦表記とします。

- (5) 業績書

暦年は西暦表記とします。

（注）研究科が定める所定の日時まで、「明治大学学術成果リポジトリ登録・公開許諾書」を追加で提出しなければならない。なお、データの提出方法については、別途定めた方法による。

（注）学位請求論文以外の表紙を含む全ての様式は、本学ホームページからダウンロードのこと。

提出期日等

- (1) 提出期日：9月末日（末日が土曜・日曜・祝日の場合、翌事務取扱日までとする。）
- (2) 提出先：Oh-o! Meiji グループへの提出を原則とする。
- (3) 審査手数料：不要

※ 論文提出受付は、指定提出日・指定時間内のみとする。提出締切時間経過後は、理由のいかんを問わず受け付けられないので、十分注意すること。

【学位審査の概要】

指導教員による承認

博士学位を請求しようとする者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式について確認及び指導を受け、指導教員が博士学位請求に十分な水準であるとの判断をした場合に、論文を提出することができる。

研究科委員会による受理審査

研究科執行部は提出された学位請求論文について、提出資格と当該論文の形式要件について確認を行う。研究科執行部が提出資格と論文の形式要件を満たすと判断した場合、研究科委員会を開催し、当該論文の受理について指導教員からの推薦をもとに審査し、受理の可否を決定する。

審査委員による本審査

研究科委員会は、学位請求論文としての受理を決定した論文に対して、主査1名及び副査2名以上の審査委員を選出する。

審査委員は、当該学位請求論文を中心としてこれに関連ある科目について、試問の方法により審査を行う。審査終了後、審査委員は研究科委員会に可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。なお、審査委員による審査期間は概ね6ヶ月を標準とする。

学内機関による審査

研究科委員会は審査委員からの報告をもとに、審議のうえ投票により可否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者は、大学院委員会の承認を経て、博士学位が授与される。

【学位審査等に関わる教員の責務】

審査委員の構成と責務

審査委員は、指導教員のほか、当該論文に関連ある科目の担当教員2名以上（審査のため必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、講師又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を求めることがある）により構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

各教員の責務

各教員は、研究科委員会における審査において、当該学位論文を公正かつ客観的に評価し、当該学位の水準を保つよう努めるものとする。

【博士学位論文の公表】

審査要旨の公表

博士学位が授与された場合は、当該学位論文の内容の要旨及び審査結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

学位論文の公表

博士学位論文は、本学学位規程第22条に準拠してこれを公表しなければならない。

明治大学学位規程

第22条 本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、明治大学審査学位論文と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を、求めに応じ、閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本大学の定めるところに従って、インターネットの利用により行うものとする。

※ 「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると本大学が承認した場合をいう。

例 ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

なお、これらの場合においても、やむを得ない事由が解消された際には、速やかに博士論文全文をインターネットで公開しなければならない。

※ 博士学位論文提出にあたり、学位請求者は博士学位論文をインターネットにより公表することについての著作権関係上の諸問題を解消しておかなければならない。

例 ○ 刊行物の場合、出版社の了解を得ておくこと。

○ 引用の図版・写真がある場合、著作権者の同意を得ておくこと。

※ 博士学位論文が、特許などの申請に関連する場合、同申請手続きについては論文提出前に行っておかなければならない。なお、手続き方法等について不明な場合は、指導教員の指示を受けた後、各キャンパスの研究知財事務室に相談すること。

本学及び国立国会図書館における公表

- ・ 博士学位論文の要旨及び全文は「明治大学学術成果リポジトリ」により公表される。
- ・ 明治大学学術成果リポジトリにより公表された博士学位論文の要旨及び全文のデータは、国立国会図書館において利用に供される。